

各部会の審議状況及び報告事項等

■総合政策部会

所掌事務：環境基本計画その他の環境に係る基本的事項に関すること

(他の部会の所掌に属するものを除く)

事務局：京都府府民環境部 地球温暖化対策課

1 令和2年度の審議状況等

○諮問事項：新京都府環境基本計画の見直しについて

(令和元年6月7日付議、令和2年10月30日答申)

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の見直しについて

(令和元年6月7日付議、令和2年10月30日答申)

○部会開催状況 ※詳細は別添資料のとおり

部会開催日	審議内容等
令和2年7月31日 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・新京都府環境基本計画の見直し 中間案について検討 ・再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の見直し 改正条例の骨子案について検討
10月30日 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・新京都府環境基本計画の見直し 答申案について検討 ・再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の見直し 答申案について検討

※地球環境部会との合同開催

2 令和3年度の予定

○諮問事項：新規の予定なし

○部会開催予定

部会開催日（予定）	審議内容等（予定）
令和4年1月 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の動向（*）を踏まえた条例に係る審議 *地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律：今国会（R3年1月18日～6月16日）で審議中 *第6次エネルギー基本計画（国）：今夏改定予定 *地球温暖化対策計画（国）：COP26に向けて見直しを検討中 *COP26：R3年11月9日～11月20日に英国で開催予定

※地球環境部会との合同開催を想定

3 報告事項

(1) 新京都府環境基本計画の見直しについて（京都府環境基本計画（第3次）の策定）

令和元年6月7日に当部会へ付議された新京都府環境基本計画の見直しについて、計8回に亘る審議を行い、第3次となる京都府環境基本計画を策定しましたので御報告します。

本計画は令和2年京都府議会9月定例会に中間案を報告後、京都府によるパブリックコメント（9月30日～10月20日）を経て、令和2年10月30日に当部会で最終審議を行い、京都府知事あて答申を行いました。その後、令和2年京都府議会11月定例会において審議され、12月21日の議決を経て、策定しました。

(添付資料)

- ① (参考) 京都府環境基本計画（第3次）の全体構成
- ② (参考) 京都府環境基本計画（第3次）(概要)

(2) 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正について

令和元年6月7日に当部会へ付議された京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の見直しについて、計8回に亘る審議を行い、同条例の改正を行いましたので御報告します。

本条例は令和2年京都府議会9月定例会に骨子案を報告後、京都府によるパブリックコメント（9月30日～10月20日）を経て、10月30日に当部会で最終審議を行い、京都府知事あて答申を行いました。その後、令和2年京都府議会11月定例会において審議され、12月21日に議決を経て、12月23日に公布されました。

(添付資料)

- ③ 京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正概要

京都府環境基本計画（第3次）の全体構成

参考

1 計画策定の趣旨

■ 計画策定の背景

- ・温暖化の進行、自然災害の頻発化、生態系への影響
- ・環境対策の加速化の必要性、対策の重要性
- ・SDGs、パリ協定、第五次環境基本計画

■ 計画の位置づけ

- ・目指す将来像とその実現に向けた施策の方向性を示す
- ・環境保全及び創造に関する総合的・長期的施策大綱
- ・府総合計画の環境分野の個別計画
- ・環境教育等促進方に基づく都道府県行動計画
- ・計画期間 概ね2030年目途

3 京都府の将来像（2050年頃）

- 京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
- ～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

4 計画の基本となる考え方

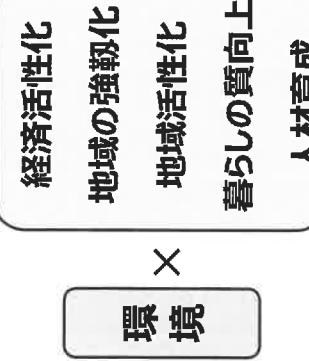
■ 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用による環境・経済・社会の好循環の創出

- 環境・経済・社会の統合的向上、複数課題の同時解決、マルチベネフィット
- 京都に存在する地域資源の活用・多様なパートナーシップや中間支援組織の活性化・コーディネート機能の発揮
- 環境問題に携わる人材育成と協働取組の推進

5 分野横断的施策の展開方向（2030年目途）

①グリーンな地域経済システムの構築

- 環境ビジネスの拡大、適応ビジネスの創出、SDGs経営の促進 等
- ②環境と調和のとれた強くしなやかな社会の実現
気候変動適応策の推進、グリーンインフラを活用した強靭化、エネルギー自立分散化 等
- ③地域資源を活用した持続可能な地域づくりの推進
交流による環境保全活動と地域活性化、森の保全と利活用、スマートシティの推進 等
- ④健康で質の高い持続可能なライフスタイルへの転換
環境負荷低減と暮らしの質の向上、低炭素で健 康にやさしい住まいの普及 等
- ⑤持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進
次代を担う子ども達への環境教育、地域社会における学びと啓発 等



2 京都府を取り巻く現状の認識

■ 環境政策を取り巻く社会情勢の変化

- ・人口減少・少子高齢化社会の本格化
- ・情報通信技術の急速な進展

■ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

■ 京都ならではの「豊かな力（ポテンシャル）」

- ・豊かな自然環境と共生し多彩な文化を生み出す力
- ・自然との調和を基調とした「海・森・お茶の京都」などの豊かな地域文化、伝統から先端までの多様な文化 等
- ・京都のまちづくりを支える力

■ 大学等の充実した教育・研究機関

■ 町衆等伝統的にまちづくりを支える協働の力

■ 産学公民によるオール京都体制 等

京都府の環境の現状と課題

■ 持続可能な社会の確立による地球温暖化対策の推進

■ 着実な取組の一方で温暖化は進行

■ 緩和策の推進に加え、適応策の強化が急務

■ (パリ協定・IPCC1.5°C報告書)

■ 気候変動適応法、気候変動適応計画

■ 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

■ 再エネの導入や利用拡大を促す取組が必要

■ (第5次エネルギー基本計画、水素基本戦略)

■ 自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり

■ 希少種保全と外来生物防除等生物多様性的保全

■ 限りある資源を大切にする循環型社会づくり

■ 廃棄物3Rに加え、海洋漂着物、食品ロス等取組推進

■ (G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョン)

■ 第四次循環型社会形成推進基本計画

■ プラスチック資源循環戦略

■ 府民生活の安心安全を守る環境管理の推進

■ 大気や水質等環境基準の達成、継続

■ 安心・安全な暮らしづを支える

生活環境の保全と向上

- 環境モニタリング、環境アセスメント、有害化学物質等対策
- 気候変動適応策、分散型エネルギー供給システム
- 森林によるCO2吸収の促進
- 災害廃棄物対策、不法投棄の未然防止

■ 地域特性に応じた取組

■ 自然と生活・文化が共生する

地域社会の継承

- 多様な生態系の保全、里地・里山の再生
- 豊かな農林水産資源の保全・利活用
- 生物多様性の知見の集積、外来生物対策

7 計画の推進

- ・本計画に記載した施策展開の方向に基づき機動的に個別条例や個別計画を策定・改定
- ・京都府環境審議会における検証等徹底したPDCAサイクルにより進行管理を実施。概ね5年後に見直し。

京都府環境基本計画 (第3次) の概要

令和2年12月

京都府 府民環境部
地球温暖化対策課

※本資料は、京都府環境基本計画（第3次）の概要紹介資料であり、同計画のページをお示ししています。同計画（全文）は、こちらからご覧いただけますのでご参照ください。

京都府環境基本計画（第3次）ホームページ : https://www.pref.kyoto.jp/kihon_proj/dai3ji.html
計画全文（PDF）: https://www.pref.kyoto.jp/kihon_proj/documents/3rdkeikaku.pdf

第1章 計画策定の趣旨 ~京都府環境基本計画の目的・位置付け等~

計画の目的

計画 P3~

京都議定書誕生の地としての京都府の使命と役割や2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ宣言を踏まえ、2050年頃の京都府の将来像を描くとともに、その実現を目指した施策の基本的な方向を示す

計画の位置付け

計画 P5~

- 「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの
- 環境行政の推進に関する個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む具体的な施策・事業などの指針となるもの
- 「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」の環境分野の個別計画
- 「環境教育等促進法」の都道府県行動計画

計画期間

計画 P6

21世紀半ば（2050年頃）の京都府の将来像を見据えつつ、概ね2030年までを目途とする

第2章 京都府を取り巻く現状の認識

1 環境政策を取り巻く社会情勢の変化

計画 P8~

○人口減少・少子高齢化社会の本格化

➤ 地域コミュニティの弱体化や担い手の減少等の深刻な影響が懸念

○情報通信技術の急速な進展

➤ 環境分野においても、デジタル技術を活用した事業展開や課題解決が期待（最先端のエネルギー・マネジメントシステムの構築、創エネ・蓄エネ技術の進展、シェアリング・エコノミーの促進等）

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大

➤ 生命や豊かさを守り経済の損失を防ぐためにも、気候変動対策や生物多様性の保全、廃棄物処理対策等の環境対策を着実に推進していくことが重要
➤ コロナ危機を新しい社会をつくるきっかけとして、新しい生活様式や個人・企業の活動等の変化も活かしながら、環境や人・社会に配慮した健康で心豊かなライフスタイルや、自然と調和した社会の仕組みへの転換を図り、より持続可能な社会の構築を目指していくことが必要

2 京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」

計画 P9~

○豊かな自然環境と共生し多彩な文化を生み出す力

恵み豊かな自然と共生、伝統の上に革新を積み重ねる柔軟性

→新たな価値を生み出す力

○京都のまちづくりを支える力

学術研究機関等の集積

社会課題に対して連携・協働して取り組める産学公民

「オール京都」のネットワークの存在



3

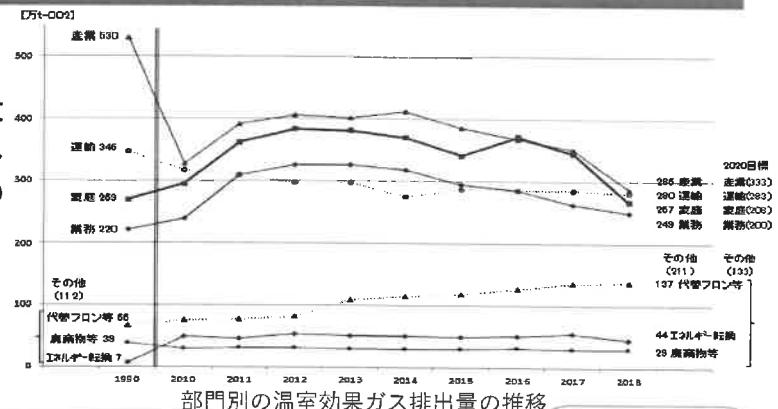
3 京都府の環境の現状と課題～第2次計画期間の総括として～

(1) 持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進

計画 P11~

＜今後の施策展開における課題＞

- ・脱炭素社会の実現に向け、更なる省エネの取組や再生可能エネルギーの導入・利用、適応策の強化等、対策の加速化が必要

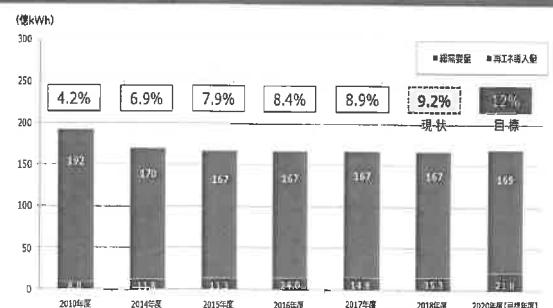


(2) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

計画 P15~

＜今後の施策展開における課題＞

- ・脱炭素化の要請の高まりを受けた中長期的な将来を見据え、自家消費型の再生可能エネルギーの導入の一層の推進や、既存電源の有効活用の取組等、再生可能エネルギーの「主力電源化」に向けた取組の一層の推進が必要



京都府内の総電力需要量に対する再エネ発電量の推移

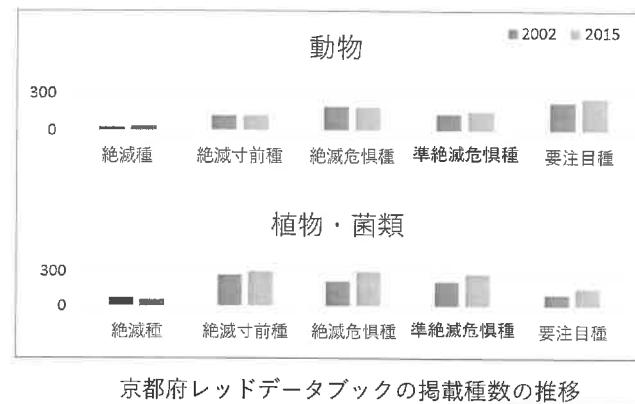
4

(3) 自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり

計画 P18~

<今後の施策展開における課題>

- 今後一層、生物多様性保全に対する社会的な気運の醸成を図り、生態系の保全、自然環境学習の機会と場づくり、自然資源の適正利用による里地里山の保全、グリーンインフラの推進など、多様な主体との積極的な連携により生物多様性の保全・利活用を進めていくことが必要



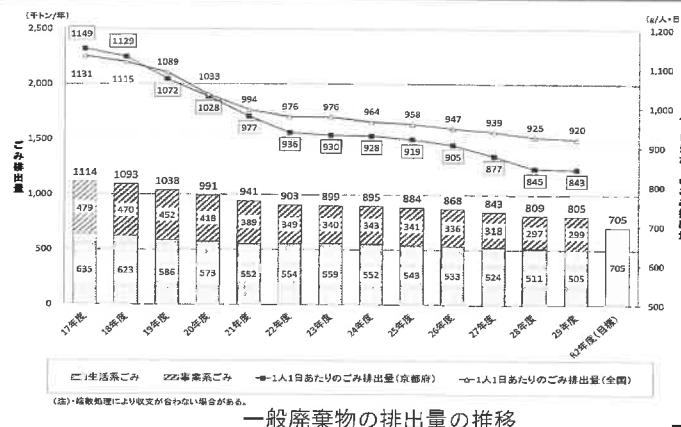
京都府レッドデータブックの掲載種数の推移

(4) 限りある資源を大切にする循環型社会づくり

計画 P22~

<今後の施策展開における課題>

- 新たな技術や仕組みの導入、ライフスタイルの見直しを通じて、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制、再使用の2Rの取組がより進む社会システムが構築され、廃棄物が限りなく削減されたゼロエミッション社会の実現に向けた取組を加速化する必要



一般廃棄物の排出量の推移

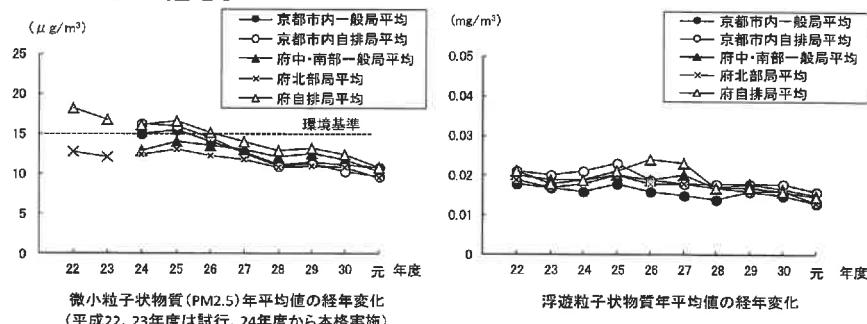
5

(5) 府民生活の安心安全を守る環境管理の推進

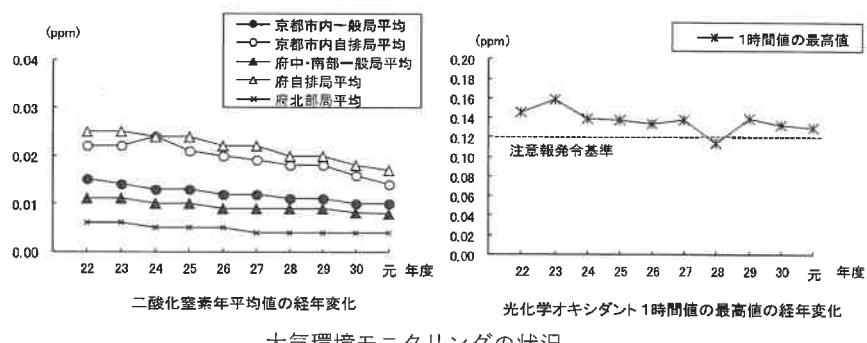
計画 P26~

<今後の施策展開における課題>

- 環境リスクを適切に管理していくため、アスベスト等環境リスクの高い有害物質の対策を強化するとともに、環境モニタリングを着実に実施し府民に情報提供していくことが必要



微小粒子状物質(PM2.5)年平均値の経年変化
(平成22、23年度は試行、24年度から本格実施)



大気環境モニタリングの状況

6

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会 ～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や、地域資源を最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、はぐくみ続けていく持続可能な社会の構築を目指す

「脱炭素」：温室効果ガスの人為的な排出量と、森林等の吸収源による除去量との均衡を達成すること

■京都の恵み豊かな自然や、京都ならではの「力（ポテンシャル）」等、京都ではぐくまれてきた「豊かさ」を将来へ引き継ぐ

■経済や社会に対して「がまん」を要請するのではなく、環境行動が健康や生活の質、企業競争力、地域の魅力の向上につながる社会の仕組みを構築

■世代、組織、地域等を超えたあらゆる主体が、環境問題を「自分ごと」とし、力を結集し、今すぐ一人ひとりが行動

7

第4章 計画の基本となる考え方

計画 P32～

持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用による環境・経済・社会の好循環の創出

- ・複数の課題を統合的に解決すること
- ・一つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィット

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



○京都府に存在する地域資源の活用

- ・地域資源の維持・質の向上
- ・地域資源を活用した施策展開

<地域資源の例>

- ・自然環境、エネルギー
- ・地域の風土、伝統文化
- ・コミュニティ、人材 等

○環境問題に携わる人材育成と協働取組の推進

- ・参加・体験型の学習機会の提供
- ・地域の多様な主体が一体となって取り組む施策の展開

<求められる人材・資質の例>

- ・強い意欲、探究心、コミュニケーション能力、リーダーシップ 等

○多様なパートナーシップや中間支援組織の活性化・コーディネート機能の発揮

- ・多様な主体間のパートナーシップの強化、中間支援組織の活躍
- ・京都府によるコーディネート

<多様な主体・中間支援組織の例>

- ・行政、事業者や地域の団体、NPO、学術研究機関
- ・京都府地球温暖化防止活動推進センター、京都知恵産業創造の森 等

持続可能な社会の実現に向けて、環境、経済、社会の3側面を統合的に向上させ、好循環を創出する施策を展開

8

現在
2020

- 環境の課題、経済の課題、社会の課題が相互に関連・複雑化
 - ・地球温暖化対策、資源の循環利用、生物多様性の保全
 - ・人口減少、少子高齢化
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大 等
 - ・AI、IoT等の通信技術の急速な進展
- 持続可能な社会に向けた国際的な潮流
 - ・持続可能な開発のための2030アジェンダ
 - ・パリ協定
 - ・大阪ブルー・オーシャン・ビジョン
 - ・ESG投資 等



SDGsの考え方を活用

分野横断的施策の展開方向

環境

- 経済活性化
- 地域の強靭化
- 地域活性化
- 暮らしの質向上
- 人材育成

- グリーンな地域経済システムの構築
- 環境と調和のとれた強くしなやかな社会の実現
- 地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進
- 健康で質の高い持続可能なライフスタイルへの転換
- 持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進

環境課題の分野ごとの重点取組の推進

2030

京都府の将来像

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

2050

～第5章・第6章の関係性～

京都府の地域特性に応じた取組を展開

第5章 分野横断的施策の展開方向

①持続可能な脱炭素社会に向けた取組の加速化

②ゼロエミッションを目指した2R優先の循環型社会の促進

③安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上

④自然と生活・文化が共生する地域社会の継承

①グリーンな地域経済システムの構築

②環境と調和のとれた強くしなやかな社会の実現

③地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進

④健康で質の高い持続可能なライフスタイルへの転換

⑤持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進

第5章 分野横断的施策の展開方向

1 グリーンな地域経済システムの構築

計画 P35

AI・IoT技術を活用したシェアリング・エコノミーや気候変動適応ビジネスなどによる新たなサービスやグリーンな製品に対する需要の拡大を図るとともに、環境ビジネスの振興や、環境に配慮した企業経営等を促進することにより、人や暮らしにもやさしい環境負荷の低減と経済の好循環を生み出す取組を展開していきます。

- (1) 環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化
- (2) 気候変動影響への適応ビジネスやサービス等の創出・促進
- (3) SDGs経営・ESG投資の促進
- (4) 環境負荷を低減した農林水産業の推進

2 環境と調和のとれた強くしなやかな社会の実現

計画 P36

京都府の地域特性に応じた気候変動適応策を推進するとともに、グリーンインフラや多面的機能を有する森林等の自然環境を有効に活用した地域の防災・減災力の強化や、災害時にも途切れない多様なエネルギー源の創出と安定供給、速やかな生活基盤再建を果たす災害時の廃棄物の処理体制の確保など、環境保全と防災機能を併せて高める取組を展開していきます。

- (1) 京都府の地域特性に応じた気候変動適応策の推進
- (2) グリーンインフラを活用した災害に強い地域社会の形成
- (3) 災害に強い自立分散型エネルギー・システムの構築
- (4) 災害時の廃棄物処理に備えた府域のレジリエンス強化

11

計画 P37

3 地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進

地域資源を持続可能な形で最大限に活用するとともに、これらの地域の取組を支えるネットワークづくりを促進することにより、あらゆる主体がよりよい環境づくりに向けて協働した持続可能で活力ある地域づくりに資する取組を展開していきます。

- (1) 交流による環境保全活動と地域活性化
- (2) 豊かな自然や資源を育む森の保全と利活用
- (3) スマートシティの推進



コラム1 希少植物ベニバナヤマシャクヤクの保全活動



コラム2 綾部市小畠町及び鍛冶屋町地域におけるモデルフォレスト活動

4 健康で質の高い持続可能なライフスタイルへの転換

計画 P40

環境に対する望ましい選択が、健康的で豊かな暮らしや、人・社会にもよい影響を与えるという認識を広め、一人ひとりの自発的な低炭素型の行動変容を促進するなど、環境にやさしく、人や社会にも配慮したライフスタイルへの転換に資する取組を展開していきます。

- (1) 環境負荷低減と暮らしの質の向上
- (2) 低炭素で健康にやさしい住まいの普及
- (3) エシカル消費の推進



コラム4 再配達削減へのチャレンジ

12

環境教育や環境保全活動の機会の充実、地域における環境教育の指導的役割を担う人材の確保及び育成の推進等により、世代、組織、地域等を超えたあらゆる主体が環境問題を自分ごととし、京都府の豊かな環境を将来に引き継いでいくことに資する取組を展開していきます。



- (1) 次代を担う子どもたちへの環境教育
- (2) 地域社会における学びと啓発
- (3) 地域づくりのリーダー・中間支援組織等を中心とした協働取組の推進

コラム5 産学公民連携による環境教育の取組



<コラム> 第5～6章での府内各地域での取組を紹介

第5章	タイトル	計画 ページ	第6章	タイトル	計画 ページ
1	希少植物ベニバナヤマシャクヤクの保全活動	38	8	周遊観光への「e-BIKE」の活用	46
2	綾部市小畠町及び鍛冶屋町地域におけるモデルフォレスト活動	38	9	廃棄物処理におけるAI・IoT技術の導入・普及の取組	48
3	けいはんな学研都市におけるスマートシティ実現に向けた取組	39	10	地域でのごみ拾い活動（由良川、保津川、琴引浜）	49
4	再配達削減へのチャレンジ	41	11	身近な川の生物調査	52
5	産学公民連携による環境教育の取組	43	12	阿蘇海での環境づくり活動	52
6	丹後海と星の見える丘公園を活用した環境学習の取組	43	13	地域が一体となった希少種の保全活動	54
7	保健所における事業者等を結ぶネットワーク活動	44	14	希少種の宝庫・芦生の森	54
			15	「侵入特定外来生物バスターZ」による外来生物防除	55
			16	アルゼンチンアリの根絶に向けて	55
					13

第6章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進

1 持続可能な脱炭素社会に向けた取組の加速化

温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、省エネ取組の加速化や再生可能エネルギーの最大限の導入、フロン対策等を推進し、持続可能な脱炭素社会の早期実現を目指します。

- (1) 省エネ取組等の加速化
- (2) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組
- (3) フロン対策の推進
- (4) 森林によるCO₂吸収の促進



コラム8 周遊観光への「e-BIKE」の活用

2 ゼロエミッションを目指した2R優先の循環型社会の促進

環境負荷のより少ない商品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)の2Rの取組がより進む社会システムが構築され、廃棄物が限りなく削減されたゼロエミッション社会の実現を促進します。

- (1) 産業廃棄物の2Rの牽引
- (2) 消費者の意識啓発
- (3) プラスチックごみの削減
- (4) 食品ロスの削減
- (5) 循環型農業の推進
- (6) 流域一帯で取り組む海岸漂着物対策



コラム10 地域でのごみ拾い活動

3 安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上

計画 P50~

環境リスクの適正管理により、環境基準の達成に向けて人間活動による環境負荷の低減を進めるとともに、環境モニタリング結果の情報発信や気候変動による影響や災害に備えた環境対策を講じることにより、快適な環境を維持し、安心・安全な暮らしを支えます。

- (1) 府民の安心・安全を支える環境モニタリングの実施
- (2) 環境影響評価制度の総合的な取組の展開
- (3) 環境リスクの高い有害化学物質等による環境影響の防止
- (4) 京都府の地域特性に応じた気候変動適応策の推進
- (5) 災害に強い分散型エネルギー供給システムの実装
- (6) 災害時の廃棄物処理体制の強化
- (7) 不法投棄等の監視指導の強化等による未然防止



コラム11 身近な川の生物調査

4 自然と生活・文化が共生する地域社会の継承

計画 P53~

従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と利活用を進めることにより、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいきます。

- (1) 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全
- (2) 人の積極的な関与による里地・里山の再生
- (3) 豊かな農林水産資源の保全・利活用
- (4) 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積
- (5) 外来生物による生態系等への影響に対する早期対策



コラム15 「侵入特定外来生物バスターZ」による外来生物防除

15

第7章 計画の推進

計画 P56

1 計画の効果的実施

- ・進捗状況の点検・評価 →新たな知見・技術、サービス等を取り込む
- ・本計画で示した施策の展開方向に基づき、機動的に個別条例や個別計画を策定・改定

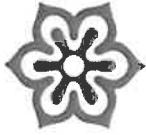
2 計画の進捗状況の点検等

- ・個別計画等において、指標や数値目標を掲げ、定期的に進捗状況を点検
- ・点検結果や各施策の実施状況等参考のうえ、課題等を整理して評価
- ・環境審議会での検証により進捗を管理 →環境白書やHPで公表

3 計画の見直し

- ・策定後5年程度を目途に、計画内容の見直し
- ・社会経済情勢が変化し、本計画の基本となる部分に大きな変更が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを実施

京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正の概要



【ねらい】

- 「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ※」を明記し、省エネの取組の加速、再生可能エネルギーの導入・利用の徹底、脱フロン化の推進等を図る。

※温室効果ガスの人為的な排出量と、森林など森林による吸収量との差引きをゼロにすること。

【主な内容】

新たな温室効果ガス削減目標の設定

- 長期的目標 2050年度までに実質ゼロを達成
- 当面の目標 2030年度までに2013年度比40%以上削減

排出量削減に向けた再エネ導入等の取組の強化

- 再エネ設備の導入を義務付ける建築物の対象拡大(現行:延べ床面積2000m²以上 → 300m²以上を想定)
- 大規模事業者(温室効果ガス排出量が一定規模以上の事業者等)に対する新たな報告制度の創設
〔報告事項〕再エネ設備の導入状況、代替フロンの使用状況等
- 再エネ導入計画の認定を受けた中小企業等に対する税制優遇制度の5年間延長

【特徴】

- 「2050年温室効果ガス(又は二酸化炭素)排出量実質ゼロ」を目標に掲げた都道府県条例は、2例目

各部会の審議状況及び報告事項等

■地球環境部会

所掌事務：地球環境対策に関すること
事務局：京都府府民環境部 地球温暖化対策課

1 令和2年度の審議状況等

- 諮問事項：京都府地球温暖化対策条例の見直しについて
(令和元年6月7日付議、令和2年10月30日答申)
- 京都府地球温暖化対策推進計画の改定について
(令和元年6月7日付議、令和3年1月14日答申)

○部会開催状況

部会開催日	審議内容等
令和2年7月31日 (※)	・京都府地球温暖化対策条例及び推進計画の見直し 改正条例の骨子案、推進計画の見直しの方向性及び基本構成、緩和策の方向性等について検討
8月28日	・京都府地球温暖化対策推進計画の見直し 改定推進計画における緩和策、適応策の体系を整理
10月7日	・京都府地球温暖化対策推進計画の見直し 改定推進計画の中間整理
10月30日 (※)	・京都府地球温暖化対策条例及び推進計画の見直し 改正条例の答申案、改定推進計画の中間案について検討
令和3年1月14日	・京都府地球温暖化対策推進計画の見直し 改定推進計画の答申案について検討

※総合政策部会との合同開催

2 令和3年度の予定

- 諮問事項：新規の予定なし

○部会開催予定

部会開催日（予定）	審議内容等（予定）
令和4年1月 (※)	・国内外の動向（※）を踏まえた条例に係る審議 * 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律： 今国会（R3年1月18日～6月16日）で審議中 * 第6次エネルギー基本計画（国）：今夏改定予定 * 地球温暖化対策計画（国）：COP26に向けて見直しを検討中 * COP26：R3年11月9日～11月20日に英国で開催予定

※総合政策部会との合同開催を想定

3 報告事項

○京都府地球温暖化対策条例及び京都府地球温暖化対策推進計画の見直しについて

令和元年6月7日当部会へ付議された、脱炭素社会の実現に向けた京都府地球温暖化対策条例の見直し及び京都府地球温暖化対策推進計画の改定について、計13回に亘る審議を行い、同条例の改正及び同計画の改定を行いましたので御報告します。

本条例は、令和2年京都府議会9月定例会に骨子案を報告後、京都府によるパブリックコメント（9月30日～10月20日）を経て、10月30日に当部会で最終審議を行い、京都府知事あて答申を行いました。その後、令和2年京都府議会11月定例会において審議され、12月21日に議決を経て、令和2年12月23日に公布されました。

おって、本条例に基づく京都府地球温暖化対策推進計画の改定についても、令和2年

京都府議会 11 月定例会に中間案を報告後、パブリックコメント（12 月 16 日～令和 3 年 1 月 6 日）を経て、令和 3 年 1 月 14 日に当部会で最終審議を行い、京都府知事あて答申を行いました。その後、令和 3 年京都府議会 2 月定例会において審議され、3 月 22 日に議決を経て、改定しました。

（添付資料）

- ① 京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正概要（※総合政策部会添付資料 3 参照）
- ② （参考）京都府地球温暖化対策推進計画（概要版）

京都府地球温暖化対策推進計画

【概要版】

計画の概要

○計画策定の趣旨

近年、台風の大型化や異常気象等により、河川氾濫や熱中症による救急搬送者数が増加するなど防災や健康、また農業や生態系等の分野で、気候変動の影響が既に顕在化しつつあり、気候変動問題は、今や「気候危機」とも言われています。このため、従来取り組んできた温室効果ガス排出削減対策（「緩和策」）を加速させるとともに、既に生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害の防止や軽減を図る「適応策」に積極的に取り組むことが求められています。

そこで、京都府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、パリ協定が求める気温の上昇を1.5℃に抑える努力の追求が私たちの使命であると考え、令和2（2020）年2月に、「令和32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

そして、「令和32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けて、これまでの対策の進捗を踏まえつつ、令和2（2020）年12月に京都府地球温暖化対策条例（以下「対策条例」という。）の改正を行い、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度と比べて温室効果ガス排出量を40%以上削減することを新たな目標として設定することとしました。

本計画は、この新たな目標の達成に向けた方策を明らかにするために策定するものです。

本計画では、国の法整備やその基幹となる制度・施策、関西広域連合等の広域的な施策、市町村の地域や住民生活に密着した施策についても織り込むとともに、府民、企業、地域、NPOなど多様な主体の協働を通じて、脱炭素で持続可能な社会を創造していくための道筋を示し、多様な主体の取組を支え応援するための施策を推進することとします。

○位置付け

- 地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画
- 対策条例第10条第1項に基づく地球温暖化対策推進計画
- 「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」及び「京都府環境基本計画」の個別計画

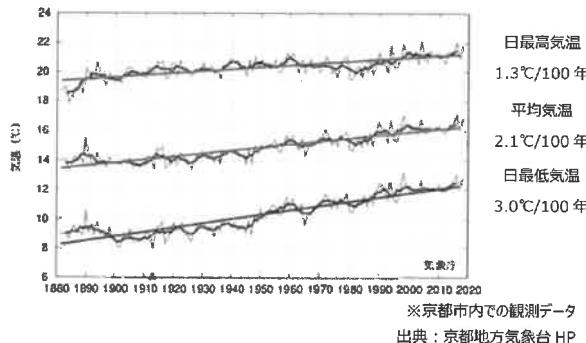
○計画の期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間

現状と課題

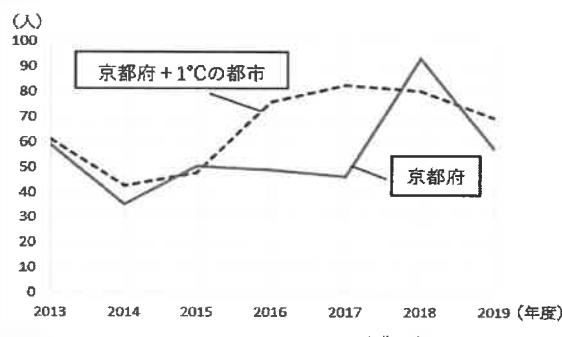
○気候変動の現状

- ・京都市内では、年平均気温が 100 年当たり約 2.0℃の割合で上昇。



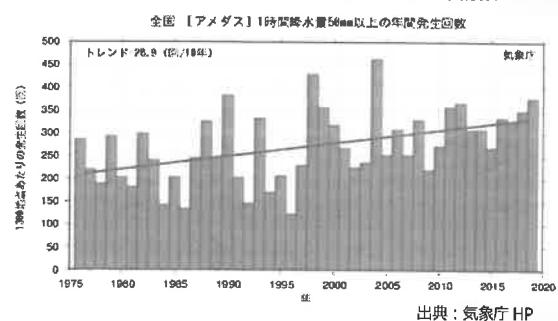
■京都府の年気温 3 要素

- ・京都府の年平均気温より約 1℃高い都市と比較すると、今後、京都府の平均気温が約 1℃上昇した場合、京都府全体で熱中症救急搬送者数が 200 人程度増加するおそれ。



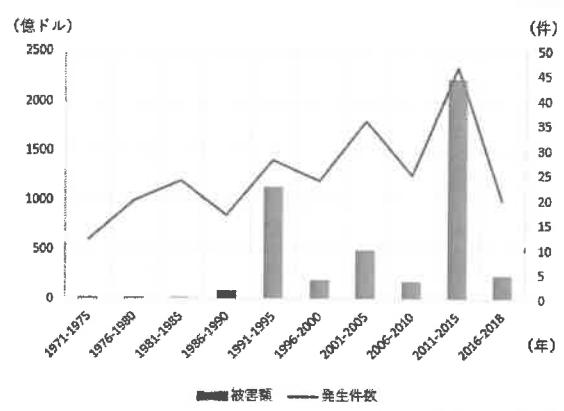
■10 万人当たりの熱中症による救急搬送者数（7-9 月の合計）

- ・“滝のように降る雨”とされる 1 時間降水量 50mm 以上の全国年間発生回数は増加。



■全国【アメダス】1時間降水量 50mm 以上の年間発生回数

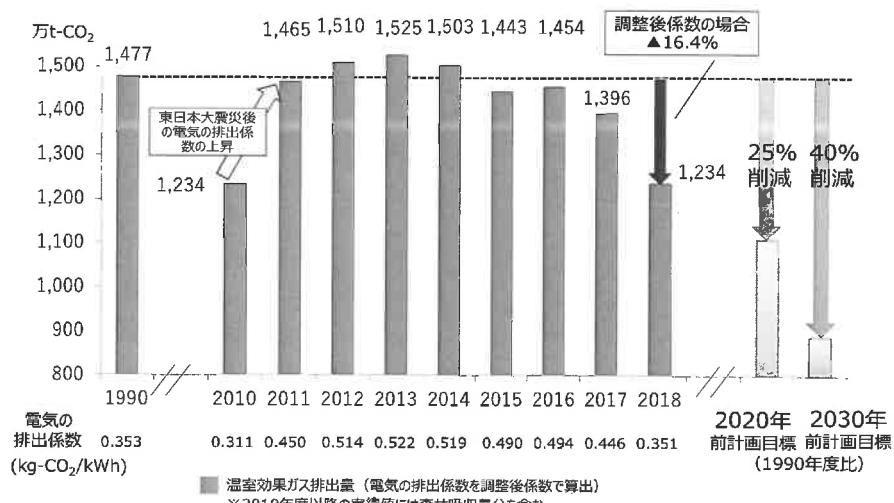
- ・全国の自然災害発生件数及び被害額は変動を伴いながら増加傾向。



■自然災害発生件数及び被害額の推移

○京都府の温室効果ガス排出量

前計画の目標（令和 2（2020）年度に平成 2（1990）年度比 25% 削減）に近づいていますが、達成までには、さらなる温室効果ガス削減のための取組を進める必要があります。



■京都府内の温室効果ガス排出量の推移

○京都府の地球温暖化対策の課題

平成 30（2018）年度時点での各部門における前計画の数値目標への到達状況等は以下のとおりです。

産業部門：省エネ型への設備更新等により平成 2（1990）年度比で大きく削減し、目標到達。

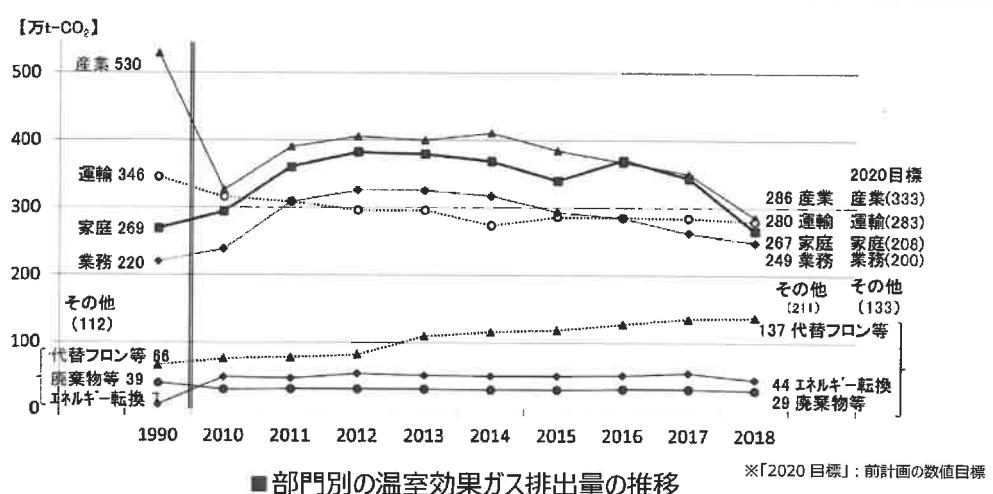
業務部門：燃料転換や省エネの進展により、削減傾向はあるものの、商業施設の売り場面積の増加等の影響もあり、目標までに開きがある。

運輸部門：自動車保有台数は平成 2（1990）年度と比べ増加しているが、エコカーの普及等により削減が進展。一方、近年の削減幅は横ばいであり、下げ止まりの傾向。

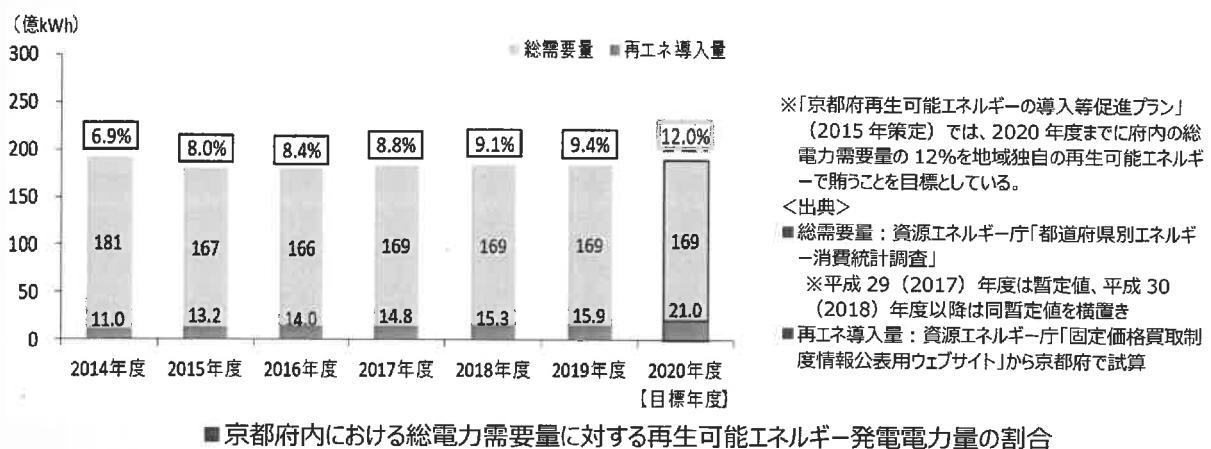
家庭部門：世帯当たりの家電の数や世帯数の増加等により、目標までに開きがある。

その他：代替フロン（HFCs）※の排出量が増加傾向。

※代替フロン（HFCs）は、オゾン層を破壊しないものの、地球温暖化係数（GWP）が二酸化炭素の数十倍から一万倍超と高く、強力な温室効果をもたらすため、代替フロンの排出抑制が地球温暖化防止の観点からも急務となっている。



また、再生可能エネルギーの導入状況は、令和元（2019）年度末時点で 9.4% となっています。



これまでの地球温暖化対策の推進状況や温室効果ガス排出量の動向を踏まえると、京都府においては、経済成長や生活様式の変化による温室効果ガスの排出量の増加が生じている一方、家庭や事業者の省エネ取組による排出量の削減が進んでいるといえます。

今後は、事業者や家庭など全ての主体が省エネの取組を徹底するとともに、再生可能エネルギーの最大限の導入・利用に取り組み、新たな温室効果ガスの削減目標の達成に向けて進んでいくことが重要です。

計画の目標及び基本的な考え方

○計画の目標

- 本計画では、京都府環境基本計画で掲げる令和 32（2050）年頃の京都府の将来像：「京都の『豊かさ』をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会」の実現を目指し、令和 32（2050）年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを長期的な目標とします。
- 温室効果ガス削減や気候変動の適応に資する取組を推進することにより、経済や社会に対して「がまん」することを要請するのではなく、個人や企業の環境行動が当たり前となり、同時に、こうした行動が健康や生活の質を高め、企業競争力の源泉となり、より魅力ある安心安全な地域づくりにつながるような持続可能な社会の実現を目指します。
- この将来像の実現に向けて、また、この京都府の豊かな環境を将来世代まで持続可能な形で残すためには、これからの 10 年の取組が重要です。

<緩和策>

令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を 40%以上削減（平成 25（2013）年度比）することを当面の目標とし、前計画で中長期目標とした平成 2（1990）年度比 40%削減相当の目標水準を維持しつつ、さらなる削減を目指す。

<適応策>

長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンスの向上や、適応に資するイノベーションを創出する仕組みの構築等、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進する。

○2030 年までの施策の基本的な考え方

- SDGs の考え方を踏まえ、環境と経済・社会課題の同時解決を目指した取組を推進
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として展開し、気候変動に対する強靭な取組を推進
- 省エネの取組の加速化に加えて、京都府内の地域資源を活用して再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を図り、再生可能エネルギーの主力電源化に資する取組を推進
- コロナ危機と気候危機への取組を両立し、市町村や企業、地域の団体、NPO、府民等、多様な主体と連携・協働しながら取組を推進

2050年頃の京都府の将来像

※京都府環境基本計画

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、

脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、

脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、

育み続けていく持続可能な社会の構築を目指します

長期的な目標

2050年度 「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2030年までの施策の基本的な考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出を推進します
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進します
- 省エネの加速化・再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進します
- 多様な主体との連携・協働により施策を推進します

2030年度 温室効果ガス排出量削減目標

当面の目標

2030年度 温室効果ガス排出量 40%以上削減

（基準年度：2013年度）

緩和策の推進

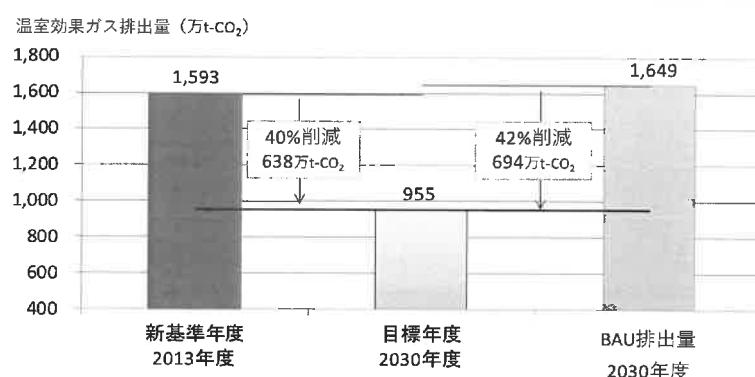
○削減目標及び目標指標の設定

削減目標の設定に当たっては、国の「地球温暖化対策計画」との整合を図り、当面の目標年度を令和 12 (2030) 年度とします。また、国の計画と府との進捗状況の比較がしやすくなることから、基準年度についても同様に、国の計画との整合性を図り平成 25 (2013) 年度とします。

＜削減目標＞

【長期的な目標】2050 年度 温室効果ガス排出量 実質ゼロ

【当面の目標】2030 年度 温室効果ガス排出量 40%以上削減（基準年度：2013 年度）



※新基準年度（2013 年度）、BAU ケース（2030 年度）の排出量に、森林吸収源対策の削減効果は含まない。

※BAU 排出量：今後追加的な対策を行わないで、現状のまま推移すると仮定した現状趨勢ケースでの予測値

■令和 12 (2030) 年度の目標に求められる削減量

温室効果ガス排出量の 40%以上の削減に向けては、徹底的な省エネルギー対策の推進に加えて、再生可能エネルギーの最大限の導入・利用の促進が重要です。この再生可能エネルギーの飛躍的な導入・利用に向けて、新たに再生可能エネルギーにかかる目標指標を設定します。

＜目標指標＞

- ◆ 2030 年度 府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合 : 35%
- ◆ 2030 年度 府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合 : 25%

○各部門別の削減目標

目標年度の部門別の目標排出量と目標削減率（基準年度比の削減率）を次のように設定します。

部 門	基準年度 (2013年)	BAU排出量 (2030年)	目標年度 排出量 (2030年)	目標削減率
				単位: 万t-CO ₂
産 業	401	393	~271	32%~
業 務	326	342	~149	54%~
運 輸	297	273	~217	27%~
家 庭	381	384	~221	42%~
その他の	189	257	~155	18%~
森林吸収	-	-	▲60~▲70	-
合 計	1,593	1,649	955以下	40%以上

※少数第一位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

■部門別の目標排出量

○対象分野の取組

令和12（2030）年度の削減目標の達成に向けて、施策を実施していくに当たり、緩和策に直接・間接的に作用する、「事業活動（産業・業務）」、「自動車交通」、「建築物（住宅以外の建築物、緑化を含む）」、「家庭（電気機器、住宅を含む）」、「再生可能エネルギー（エネルギー転換）」、「代替フロン」、「廃棄物、環境物品等」、「森林吸収源」の分野を対象に取組を推進するとともに、各分野に共通する事項を「横断的取組」として展開します。

事業活動（産業・業務）

事業活動から排出される温室効果ガスの一層の削減やサプライチェーン全体での温室効果ガス削減、環境配慮型経営の促進に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・大規模事業者による排出削減対策の強化と再生可能エネルギーの導入・利用に向けた取組を評価する制度の構築
- ・中小企業にも取り組める脱炭素に向けた目標達成への支援
- ・サプライチェーン全体からの温室効果ガス排出量削減に向けた先進的・模範的な取組を行う企業を評価



出典：環境省

自動車交通

EV等の本格普及や交通・物流の脱炭素化の推進に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・EV等の蓄電電源を活用し、災害時などにおける非常用電源としての有用性について広報
- ・駐車場における充電設備の整備等の充電インフラの更なる充実を図る取組の推進
- ・オープン型宅配ボックスの効果的な活用や職場における受取など、宅配便の受取方法の更なる多様化を促進

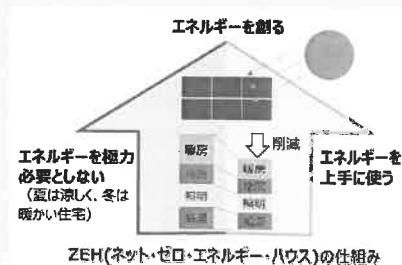


建築物（住宅以外の建築物、緑化を含む）

建築物の環境性能の向上、一定規模以上の建築物における省エネ対策や再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・一定規模以上の建築物に対する再生可能エネルギーの導入拡大
- ・建築物における省エネ性能評価・表示制度の充実などにより、健康で快適に暮らせる断熱性能の高い建築物の普及促進
- ・災害時のエネルギー確保等にもつながるZEB、ZEHの普及促進
- ・京都府内産木材の利用の促進



家庭（電気機器、住宅を含む）

脱炭素なライフスタイルへの転換や機器・住宅の環境性能の向上に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・購買者への省エネ性能説明など、販売者とも連携した取組の実施
- ・宅配便の受取方法の更なる多様化の促進
- ・スマートエコハウス融資の実施
- ・各家庭が再エネ電気を調達しやすい仕組みの提供



再生可能エネルギー（エネルギー転換）

再生可能エネルギーの最大限の導入・需要創出や地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・周辺環境に配慮した風力発電や、小水力、バイオマス等の地域資源を活用した地域協働型の再エネ導入の促進
- ・再エネ 100 宣言団体と連携した啓発活動の実施
- ・地域活性化にも資する再エネ設備の導入 等



代替フロン

代替フロン使用機器の適正管理の推進やノンフロン機器・低 GWP 機器の利用促進に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・フロン類を冷媒として使用する機器の管理者等に対する指導・研修の実施
- ・特定事業者における代替フロン使用機器の管理状況等に係る報告制度の創設 等



出典：環境省

廃棄物、環境物品等

資源循環を促進し、廃棄物が限りなく削減されたゼロエミッション社会の実現に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・産業廃棄物の 2R の推進に向けた、AI・IoT を活用した技術の開発、実用化、普及の促進
- ・市町村と連携した、レジ袋やペットボトルなどの使い捨てプラスチックの削減の推進
- ・「もったいない」の精神やエシカル消費の理念の普及 等



森林吸収源

森林吸収源の確保や森林資源の利活用推進に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・計画的な間伐の実施による健全な森林整備と育成の推進
- ・地域の特色を活かした人と森をつなぐ取組の推進
- ・カーボンオフセットのクレジット認証など環境貢献度を組み込んだ森林保全手法の継続的な実施
- ・京都府施設における府内産木材等の率先利用の促進 等



横断的取組

新たな環境産業の育成・支援や脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進に向けた取組を実施します。

【取組例】

- ・新たな技術による環境にやさしい商品開発や販路開拓
- ・体験意欲・知的好奇心を満足させる学びや、地域への愛着を育む体験型学習プログラムの提供
- ・地球温暖化防止活動推進員など地域で活動する専門的人材の養成 等



適応策の推進

○適応策の推進方針

本計画においては、次の①から③の事項を推進方針とします。

- ①適応策は、時間的・空間的な広がりも考慮し、幅広い主体への影響を想定して実施することにより、生活や事業活動の質を維持・向上させる。
- ②適応策により、伝統・文化をはじめとする「京都らしさ」を持続・発展させる。
- ③これまで京都が培ってきた知恵を発信する。

○基本的視点

本計画における適応策を展開する基本的視点は以下に示すとおりです。

1 長期的に考える

対策が後手に回ると費用が膨大になることから、影響の許容範囲を理解し、分野ごとの影響を踏まえ、重大性・時間軸を勘案した対策を実施

3 同時解決を図る

緩和策との両立や行政の各施策への適応策の観点の組み込みによる政策の融合を通じたシナジー効果を創出

5 京都ならではの対策

観光や伝統、文化への影響の把握、観光客や留学生、通勤・通学者への対策、事業者・大学との連携、歴史先人の知恵、生活文化を活用した、京都ならではの対策の実施と発信

2 幅広く対象を想定する

気候変動の影響を受ける対象、また、影響を受ける度合いも様々であることから、幅広く対象を捉え、適切な対策を実施

4 ビジネスにつなげる

適応策に関わる分野は非常に多岐に渡ることから、「費用」、「労力」を無視しないビジネスベースでの取組を推進

○適応の取組の推進

京都府では、これまでから農林水産業や自然災害等の分野において、適応策に資する取組を実施してきましたが、これらの施策に加えて、将来予測される気候変動の影響に対する適応策についても取組を進めていく必要があります。（以下に取組例を示します。）

農業

- ・農業生産全般において、これまで取り組んできた施策を引き続き推進
- ・気候変動が農作物に及ぼす影響の調査、高温耐性品種等の選定・開発、栽培技術の開発・検証・確立・導入等を実施



林業

- ・森林の整備等を推進
- ・災害が発生する危険性の高い地区に係る情報を提供



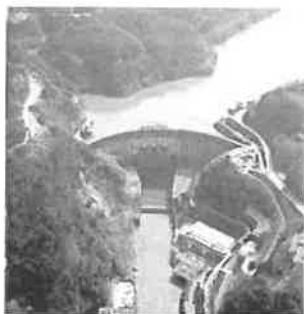
水産業

- ・様々な水産資源について、海洋環境の変動等による影響等を把握
- ・気候変動により漁獲量が増えていく魚種のブランド化・開発商品化を検討



水環境・水資源

- ・公共用水域の水質について、測定を継続するとともに経年変化を監視
- ・「渇水対応タイムライン」を国や関係機関と連携して作成し、被害軽減を図る



自然生態系

- ・府内の生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に保全対策を実施



河川

- ・これまで進めてきている河川改修事業等の防災対策工事を引き続き推進
- ・雨水貯留設備の整備の推進や、府民に対する防災意識・環境意識の醸成を推進



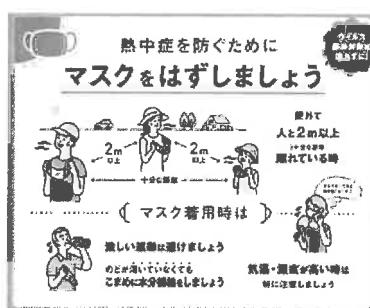
山地

- ・災害が発生する危険性の高い地区に係る情報を提供
- ・冠水危険箇所における対策施設の機能強化



暑熱

- ・新型コロナウイルス感染症対策についても配慮した熱中症予防に関する情報を府ホームページ、テレビ・ラジオ等の各種媒体により広く周知し、啓発・注意喚起を実施



事業者

- ・気候変動が産業・経済活動に及ぼす影響についての情報を収集・整理し、得られた結果から、事業者における適応への取組を促進



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

観光業

- ・災害発生時等の非常時においても、外国人を含む旅行者が安心して旅行できるよう、交通運行情報や宿泊情報等を提供

京都の観光防災情報を
多言語で提供するアプリ
「KYOTO Trip+」



イラストの出典：気候変動適応情報プラットフォーム

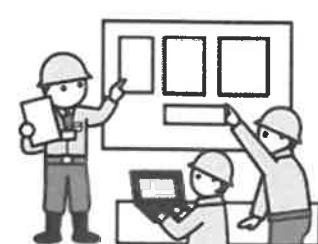
エネルギー

- ・家庭や事業所等における再エネ設備や蓄電池、EMS の導入支援、省エネ設備（空調等）への更新支援等により、災害時のエネルギーを確保



都市インフラ・ライフライン等

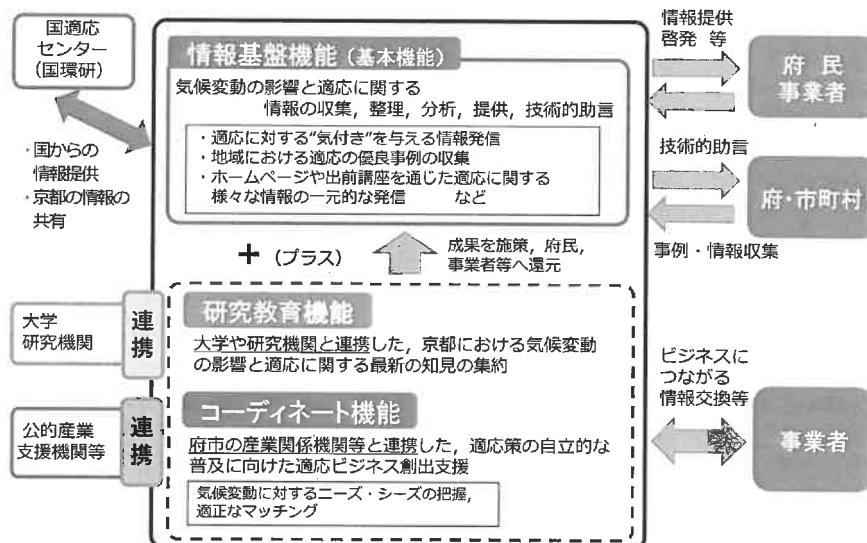
- ・水道施設の耐震化をはじめとした強靭化を促進
- ・豪雨災害の多発箇所の防災減災対策や災害廃棄物処理体制の強化等を推進



○適応センターの推進体制の充実・強化

京都府における適応の取組の推進に向けて、気候変動の影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を効果的に行うため、適応策の推進拠点となる、地域気候変動適応センターの機能を確保します。

地域気候変動適応センターでは、大学や研究機関、経済団体などの連携の下、センターの柱となる情報基盤機能に加え、研究教育機能、コーディネート機能の三つの機能及び実施体制を有機的に確保し、各主体の適応への取組を推進します。



計画の進行管理

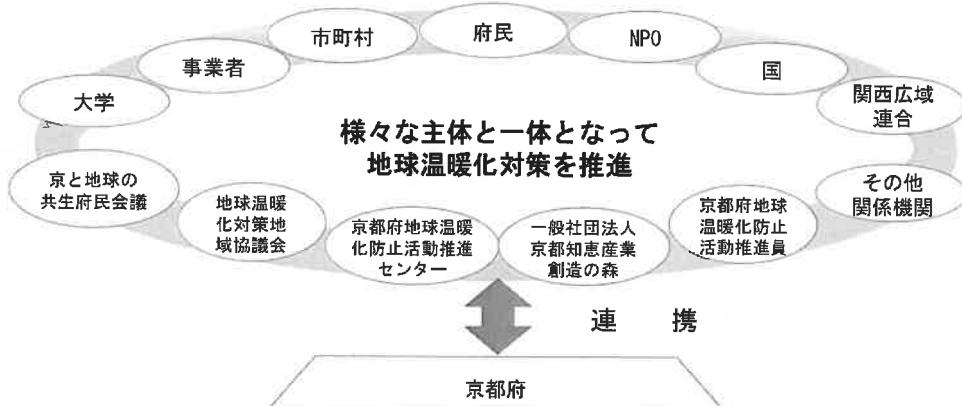
○計画の推進体制及び計画の見直し

京都府における地球温暖化対策（緩和策及び適応策）を総合的かつ計画的に推進するため、各部局で構成する「京都府地球温暖化対策推進本部」（本部長：知事）により、庁内各課との連携および調整を図りながら、本計画を推進します。

国、市町村、関西広域連合、京都府地球温暖化防止活動推進センター、事業者団体など関係機関とも連携を図りながら、取組を推進します。

本計画は、本計画の策定後5年程度が経過した時点を目途に、計画内容の見直しを行ふことします。

また、気候変動や社会経済情勢の変更等、今後の地球温暖化対策に関連する動向の変化により、本計画の基本となる部分に大きな変更が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを実施し、柔軟かつ効果的な施策展開を図ります。



○計画の進捗状況の点検

緩和策については、数値目標を評価指標として進捗状況を定期的に点検します。（以下の表参照）

適応策については、各部局の適応策のフォローアップ調査を行い、施策の進捗状況を点検します。

京都府地球温暖化対策推進本部において、進捗状況を毎年把握・評価した上で、その結果を京都府環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行管理を実施します。

■ 施策の進捗確認指標（分野別）

対象分野	進捗確認指標	単位	現 状		目標水準 (2030)
			数値	時点	
事業活動 (産業・業務)	特定事業者の温室効果ガス排出量の目標削減率を達成する事業者の割合	%	45.6 ^{※1}	2019	80
	特定事業者の温室効果ガス排出量	万t-CO ₂	440	2018	375
自動車交通	府内エコカーの普及割合（HV/EV/PHV/FCV）	%	18.1	2018	40
	府内電気自動車等の普及台数（EV/PHV/FCV）	台	6,263	2019	20,000
建築物	建築物省エネ法基準（H28）達成建築物の割合【300m以上的新築住宅】	%	69	2019	100
	特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量	kW	10,856	2018	47,000
家庭	家庭の「見える化」取組世帯総数	世帯	245,075	2019	333,000
	地球温暖化防止活動推進員の年間活動件数	件	2,071	2019	2,000
再生可能 エネルギー	府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合	%	16.9	2016	35
	府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合	%	9.4	2019	25
代替フロン・ 廃棄物・ 環境物品等	第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時のフロン類回収率 ^{※2}	%	39	2018	70
	廃プラスチック類（産業廃棄物）の年間排出量	t	123,060	2015	74,000
森林吸収源	ウッドマイレージCO ₂ 認証等製品年間出荷量	m ³	32,280	2017	42,000

※1 第3計画期間（2017-2019）の総合評価で、S評価及び目標削減率2倍を達成したA評価の事業者数の割合

※2 フロン類回収率は環境省公表の全国値

施策の進捗確認指標は、以下の視点で選定しています。

・府の事業や統計データにより定量的に把握可能なもの

・各分野で直接的な削減量が大きいものや直接的な削減を促すための基盤となり得るもの

なお、全ての施策において指標を設定することはできないため、全体的な施策の進捗状況については、設定した各指標の推移、温室効果ガス排出量の推移等を加味して総合的に評価します。

京都府地球温暖化対策推進計画の全体構成

I 計画の概要

- 計画の趣旨・位置づけ
・京都府内の温室効果ガス排出量の将来予測
- 計画の期間
2021年度から2030年度
- 計画の目標年度
2030年度
- 基準年度
2013年度

II 現状と課題

- 京都府の地域特性と気候変動の現状
 - ・京都府の地域特性
中央に位置する丹波山地を境に、北部は日本海気候、南部は太平洋気候
 - ・気候変動の現状・将来予測、夏夏日・熱帯夜の増加傾向、冬日の減少傾向
 - ・京都府の地球温暖化対策の現状と課題
・京都府内での温室効果ガス排出量
- 電気排出係数の減少、省エネの進展、燃料転換により削減、代替フロン増加
→2018年度の温室効果ガス排出量は2013年度比3.5%増加と予測
- ・京都府の再生可能エネルギーの導入状況
再生可能エネルギーの導入等促進方策に基づき、太陽光発電設備導入拡大
- 2019年度、府内総電力需要に占める再生エネルギーの導入割合9.4%
- ・京都府の地球温暖化対策の課題
産業・業務部門：大規模非出事業者における更なる取組の促進
- 家庭部門：環境活動の更なる普及、高効率機器の導入・利用の促進、住宅の建築性能の向上
- 運輸部門：公共交通や自転車・歩行への転換、EV等普及、物流の効率化の加速化
- 住宅、交通、まちづくりなど社会全体で脱炭素化に向けた取組の促進

III 計画の目標及び基本的な考え方

2050年頃の京都府の将来像

- 京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出
- 長期的な目標
2050年
「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2030年までの施策の基本的考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出を推進
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進
- 省エネ取組を加速化、再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進
- 多様な主体との連携・協働による施策を推進

IV 温室効果ガスの排出を削減する緩和策の推進

- 京都府内の温室効果ガス排出量の将来予測
・2030年度の京都府内の温室効果ガスの排出量※は2013年度比3.5%増加と予測
※今後追加的な政策を行わないと、現状のまま進むと仮定した現状趨勢ケースとの予測値
- 温室効果ガスの削減目標（目標年度2030年度 基準年度2013年度）
 - 温室効果ガス排出量の削減目標
40%以上削減
 - 再生可能エネルギーによる目標目標
府内の総電力需要量に占める再生可能電力使用量の割合：25%

■目標達成のために実施すべき取組

- 加速すべき取組の方向性
関係する分野の取組に反映
 - 機器・住宅の環境性能の向上
 - 交通・物流の脱炭素化の推進
 - 森林・吸収源対策の推進
 - 脱炭素で持続可能な社会づくりの推進
- ▼
- 対象分野ごとに実施すべき取組
 - 事業活動（産業・業務）
 - 建築物（住宅以外の建物類、織機会社）
 - 再生可能エネルギー
 - 廃棄物、環境物品等
 - 横断的取組
 - 環境配慮型経営の促進
■再生エネルギーの導入・需要創出
 - 資源循環の促進
■新たな環境産業の育成・支援
 - 自動車交通
○家庭（電気機器、住宅会社）
 - 代替フロン
 - 森林吸収源

V 気候変動の影響への適応策の推進

- 気候変動の影響
・京都府における気候変動の影響
- 適応策に関する基本的事項
・推進方針
- ①時間的に広がりを考慮、幅広い主体への影響を想定・生活や事業活動の質を維持・向上
- ②適応策により、「京都らしさ」を持続・発展
- ③これまで京都が持ってきた知恵を発信
- ・適応策を展開する基本的視点
①長期的に考える ②幅広く対象を想定する
③同時解決を図る ④ビジネスにおける
⑤京都ならではの対策

■適応策の進め方

- 適応策の方向性
①府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
- ②気候変動に関する情報収集
- ③分野に応じて効果的なアプローチで適応策を推進
- ④適応ビジネスの推進
- ⑤適応ビジネスの推進
- ⑥適応策の推進体制の充実・強化
- ・適応策の推進体制の充実・強化
- 「地域気候変動適応センター」機能を確保
- 地元連携
①農林水産業
②水環境・水資源
③自然生態系
④健康
⑤産業・経済活動
- ②都市生活



この印刷物は、京都府
グリーン調達方針に
適合した印刷用紙を
使用しています。

【令和3年3月発行】

京都府 府民環境部 地球温暖化対策課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

TEL 075-414-4708 FAX 075-414-4705 E-mail: tikyu@pref.kyoto.lg.jp

各部会の審議状況及び報告事項等

■廃棄物・循環型社会形成部会

所掌事務：廃棄物対策及び循環型社会の形成に関すること
事務局：京都府府民環境部 循環型社会推進課

1 令和2年度の審議状況等

○諮問事項：なし

○部会開催状況

部会開催日	審議内容等
令和2年10月14日	「京都府プラスチックごみ削減実行計画」の策定について 「京都府海岸漂着物対策推進地域計画」の改定について
11月5日	「京都府プラスチックごみ削減実行計画」の策定について 「京都府海岸漂着物対策推進地域計画」の改定について

2 令和3年度の予定

○諮問事項：京都府循環型社会形成計画（第3期）の策定について

○部会開催予定

部会開催日（予定）	審議内容等（予定）
令和3年6～9月 (3回程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府循環型社会形成計画（第3期）の策定について 諮問及び計画検討 ・京都府食品ロス削減推進計画（仮称）の策定について
令和3年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府循環型社会形成計画（第3期）の策定について 中間案とりまとめ ・京都府食品ロス削減推進計画（仮称）の策定について 中間案とりまとめ
令和4年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府循環型社会形成計画（第3期）の策定について 最終案を答申 ・京都府食品ロス削減推進計画（仮称）の策定について 最終案とりまとめ

3 報告事項

(1) 「京都府プラスチックごみ削減実行計画」の策定について

「使い捨てプラスチックの削減」や「プラスチックごみの3Rの促進」等に係る当面の施策を実施するため、令和3年1月に策定しました。

(添付資料)

京都府プラスチックごみ削減実行計画の全体構成

(2) 「京都府海岸漂着物対策推進地域計画」の改定について

漁業者等と連携した漂流ごみ等対策、内陸域を含めた市町村、企業と連携した清掃活動の促進等を実施していくため、海岸漂着物処理推進法に基づき令和3年3月に改定しました。

(添付資料)

京都府海岸漂着物等対策推進地域計画の全体構成

京都府プラスチックごみ削減実行計画の全体構成

1 趣旨

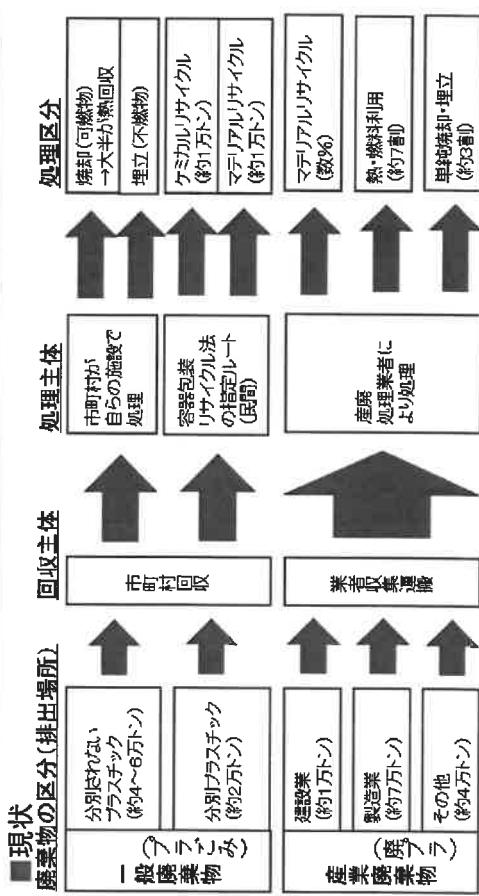
■社会的背景

- ・海洋ごみ問題・外国政府によるプラスチック輸入規制
- ・withコロナ時代到来で、プラスチックの有用性が再認識
- ・また、POSTコロナ社会に向けグリーンリカバリーの考え方方が重要
- ・府温暖化条例・計画改正(2050年までにCO₂実質ゼロ)
- 国の動き
 - ・プラスチック資源循環戦略が策定され、令和2年9月にプラスチック資源循環施策の基本的方向性が示される。
 - ・令和2年7月、レジ袋有料化スタート

3 施策の方向性

- <2023年度までの方向性>
- 1 使い捨てプラスチックの削減
・全ての市町村で、容器包装のリデュースや効率的な回収に向けて、小売業者と連携した取組を実施
 - 2 プラスチックごみの3Rの促進
・廃プラスチック類を大量に排出する事業所において重点的な排出抑制を促進
 - 3 海洋プラスチックごみ対策
・マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルの推進
 - 4 全ての市町村で、企業等と連携し、内陸域と一体となつた発生抑制対策の推進

2 現状及び課題



■課題

- 1 使い捨てプラスチックの問題
 - ・過剰なプラスチックの削減や消費者の意識改革が必要
 - ・リサイクル率が低い食品トレー等への対策が必要
 - ・プラスチック代替品の普及拡大が必要
- 2 プラスチックごみの3Rの問題
 - ・排出事業者の排出抑制が必要
 - ・マテリアル・ケミカルリサイクルの一層の推進が必要
- 3 海岸漂着物等の処理はコストが高く、回収の担い手不足が課題
 - ・内陸域での発生抑制対策が必要
 - ・漁具(漁業系プラスチック)の回収が必要

4 具体的施策(4年間)

- 1 使い捨てプラスチックの削減について
(1)プラットフォームの設置
・小売業者等に対するプラスチック削減の取組支援、消費者に対するライフスタイル変革の普及啓発に向けたプラットフォームを設置
- 2 小売業者等向けの取組
(2)食品トレー等の効率的回収・リサイクルシステムの普及を推進
(3)消費者向け取組
・マイバッグや風呂敷、マイボトルの利用拡大の推進
- 3 海洋プラスチックごみの3Rの促進について
(1)事業者プラスチックごみ削減計画の策定を推進
(2)3Rに係る研究開発や施設整備への支援を充実
(3)先進的に取り組む事業者の公表

5 推進体制

- 関係者とのプラットフォームを設置
- 計画の進捗状況を審議会で毎年検証。徹底したPDCAサイクルにより進行管理

京都府海岸漂着物等対策推進地域計画の全体構成

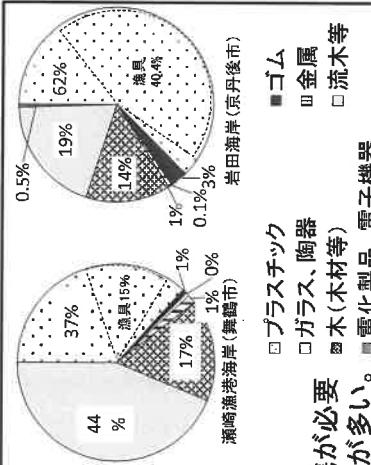
1 計画改定の趣旨

- 海岸漂着物処理推進法の改正(平成30年6月)
- 国的基本方針の変更(令和元年5月)
 - ・内陸域から沿岸域までの流域圏で関係主体が一体となつた対策を実施
 - ・漂流ごみ・海底ごみについて、漁業者等の協力を得ながら処理を推進
 - ・リデュースなどによる廃プラスチック類の排出を抑制

3 対策の推進

- 1 海岸漂着物等の円滑な回収・処理の推進
 - ・市町村の回収・処理への支援(海岸漂着物対策)
 - ・企業等との連携による回収促進
 - ・漁業者等と連携して実施(漂流ごみ等対策)
 - ・プラットフォーム設置による漁具の海洋への流出防止
 - ・市町村に対する事業物処理施設の整備の支援
 - ・海岸漂着物等の実態の把握
- 2 海岸漂着物等の発生抑制対策の推進
 - ・海洋プラスチックごみの原因となる使い捨てプラスチックの削減
 - ・内陸域を含めた市町村、企業と連携した清掃活動の促進
 - ・海洋生分解性プラスチックの普及支援
 - ・不法投棄の監視指導の強化等による未然防止
- 3 海岸漂着物等の削減に資する普及啓発・環境教育の推進
 - ・マイバッグ・マイボトル等の利用拡大による普及啓発の促進
 - ・イベントでの海岸漂着物等の展示などによる環境教育の促進
- 4 多様な主体との連携の推進
 - ・京都府海岸漂着物等対策推進協議会を中心とした連携の強化
 - ・関西広域連合との連携
 - ・近隣府県・国との連携

2 現状及び課題



- 1 海岸漂着物の回収状況等
 - ・海岸を有する5市町(舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町)で、回収・処理事業を実施
 - ・回収量約300t/年(ほぼ全量埋立処分)
- 2 課題

- ア 回収・処理に係る課題
 - ・市町の負担軽減が必要
 - ・漁具等の漂流ごみは、関係主体の連携が必要
 - ・塩分の付着により埋立処分される場合が多い。
 - 電化製品、電子機器発生抑制に係る課題
 - 人工物はプラスチックが多く、環境中で碎けマイクロプラスチック化するため、プラスチックごみを流出させないことが重要
 - 海岸漂着物には内陸域から流出したペットボトル・レジ袋等の使い捨てプラスチックごみがあり、内陸域と一体となつた対策が必要
 - 普及啓発・環境教育に係る課題
 - 市民全体会が海岸漂着物等の現状及びその発生原因等を認識できるよう、普及啓発、環境教育による意識の向上が必要
 - 多様な主体との連携に係る課題
 - 海岸漂着物等対策には、地域団体、企業も含め関係者間の連携が必要
 - 府域外からの海岸漂着物は、国や他県との連携による対策が必要
- イ
- ウ
- エ

4 重点区域

- 合計52海岸(田井海岸など3海岸を追加)舞鶴市:5海岸、宮津市:13海岸、京丹後市:26海岸、伊根町:7海岸、与謝野町:1海岸

5 計画の推進

- 1 京都府海岸漂着物等対策推進協議会において、進捗状況を把握・評価
- 2 京都府プラスチックごみ削減実行計画と併せ、京都府環境審議会において、徹底したPDCAサイクルにより、統合的に進行管理

各部会の審議状況及び報告事項等

■環境管理部会

所掌事務：大気汚染防止、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止、土壤汚染防止、騒音防止、振動防止、地盤沈下防止、悪臭防止に関すること
事務局：京都府府民環境部 環境管理課

1 令和2年度の審議状況等

○諮問事項：なし

○部会開催状況

部会開催日	審議内容等
令和3年2月16日	次の3点について、事務局から説明・報告を行った。 1 令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案） 2 令和元年度環境常時監視測定結果 3 水質総量削減に係る検討状況について

2 令和3年度の予定

○諮問事項：水質汚濁防止法に基づく総量削減計画及び総量規制基準の策定について
○部会開催予定

部会開催日 (予定)	審議内容等（予定）
令和3年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づく総量削減計画及び総量規制基準の策定について（諮問） 国の総量削減基本方針（第9次）を踏まえ、府が策定する総量削減計画及び総量規制基準を検討 ・令和2年度環境常時監視測定結果について（報告） 令和2年度の環境常時監視結果や公害苦情の状況等を報告
令和4年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づく総量削減計画及び総量規制基準の策定について（中間案） 中間案とりまとめ
令和4年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づく総量削減計画及び総量規制基準の策定について（答申） 最終案を答申

3 報告事項

なし

各部会の審議状況及び報告事項等

■自然・鳥獣保護部会

所掌事務： 自然環境の保全並びに鳥獣の保護及び狩猟に関すること

事務局： 京都府府民環境部 自然環境保全課
京都府農林水産部 農村振興課

1 令和2年度の審議状況等

○諮問事項： 部会長の選出について

○部会開催状況

部会開催日	審議内容等
令和2年7月6日	部会長の選出について

2 令和3年度の予定

○諮問事項： 指定希少野生生物指定等の見直しについて

第12次鳥獣保護管理事業計画の一部変更について

第一種特定鳥獣保護計画の改定について

第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について

特定鳥獣管理計画の策定について

ツキノワグマの狩猟解禁について

ツキノワグマの狩猟期間延長について

狩猟禁止鳥獣の指定について

○部会開催予定

部会開催日（予定）	審議内容等（予定）
令和3年6月	部会長の選出について
令和3年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第12次鳥獣保護管理事業計画の一部変更について（概要） 第一種特定鳥獣保護計画の改定に伴う変更を検討 ・第一種特定鳥獣保護計画の改定について（概要） 京都府レッドリストの改訂により、ツキノワグマが「絶滅寸前種」から「要注目種」に区分されたことを受け、取り扱いの変更を検討 ・ツキノワグマの狩猟解禁について（概要） ツキノワグマ・ヤマシギ・クロガモの狩猟の禁止を規定していますが、ツキノワグマを当該告示から除外する改訂を検討 ・ツキノワグマの狩猟期間延長について（告示）（概要） 一般狩猟鳥獣の狩猟期間は2月15日までとされているところ、

	3月15日まで延長することを検討
令和4年2月	<p>京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例による指定希少野生生物の指定等について (概要)</p> <p>府内において絶滅が危惧される種が増加しているため、京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例による指定希少野生生物（現在 25 種）の見直しを審議し、自然環境保全施策の推進を図るものです。</p> <p>※指定希少野生生物とは、捕獲や採取等の行為が条例によって制限されているものです。</p>
令和4年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について (概要) 現計画期間（5カ年）の満了のため、次期計画の策定を検討 ・特定鳥獣管理計画の策定について (概要) 現計画期間（5カ年）の満了のため、次期計画の策定を検討 ・狩猟禁止鳥獣の指定について (概要) 平成29年3月31日京都府告示第176号の期限満了のため、次年度以降の狩猟禁止鳥獣の指定について検討

3 報告事項

なし

各部会の審議状況及び報告事項等

■温泉部会

所掌事務：温泉の掘削等に関すること
事務局：京都府健康福祉部 薬務課

1 令和2年度の審議状況等

○部会開催日（1回目）：令和3年2月4日

項目	審議番号	審議内容等
動力装置許可申請 (温泉法第11条第1項)	1	諮問：令和3年1月27日 答申：令和3年3月15日 (審議内容) 動力の装置許可申請に係る許可の可否について
動力装置許可申請 (温泉法第11条第1項)	2	諮問：令和2年12月17日 答申：令和3年3月15日 (審議内容) 動力の装置許可申請に係る許可の可否について
動力装置許可申請 (温泉法第11条第1項)	3	諮問：令和3年1月19日 答申：令和3年3月15日 (審議内容) 動力の装置許可申請に係る許可の可否について

2 令和3年度の予定

○原則として、7月及び1月に開催

○次回開催予定日：令和3年7月

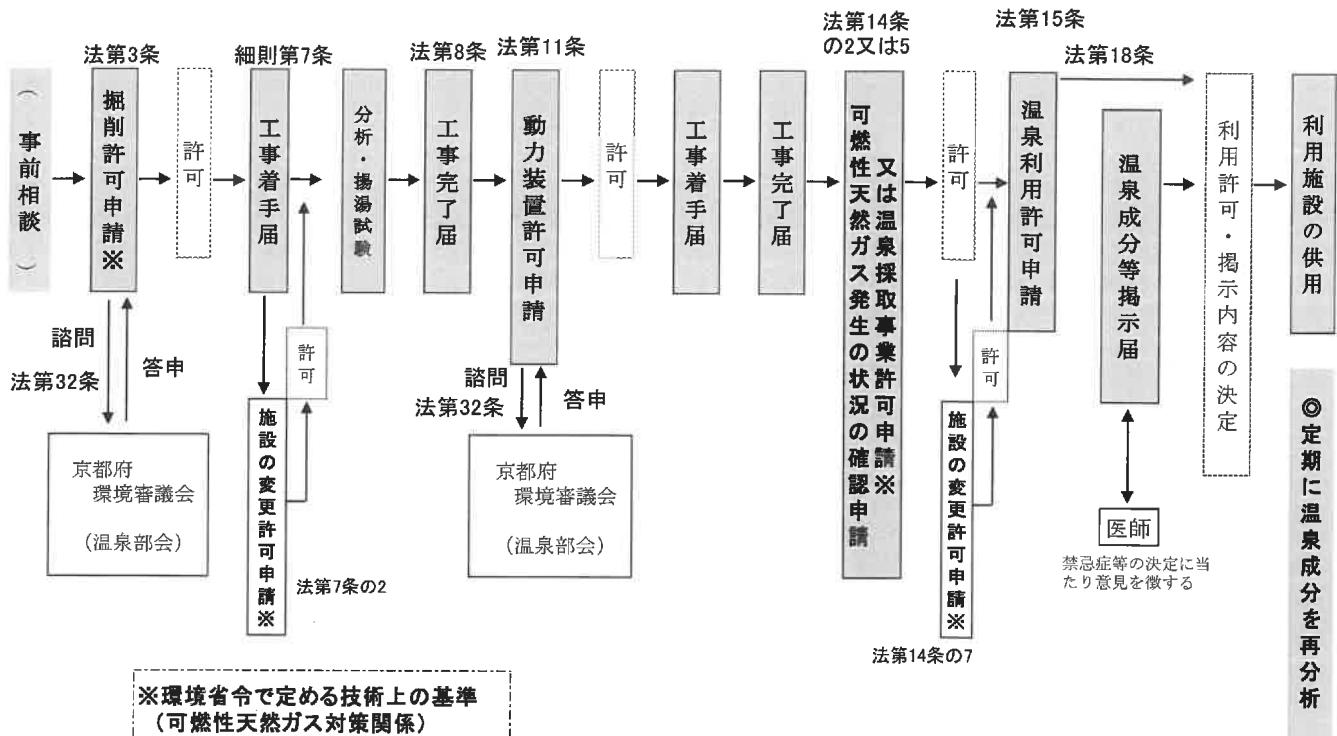
項目	審議内容等
土地掘削許可申請 (温泉法第3条第1項)	※今後申請予定 (審議内容)
動力装置許可申請 (温泉法第11条第1項)	土地の掘削許可申請に係る許可の可否について 動力の装置許可申請に係る許可の可否について

※申請の状況に応じて、追加開催または開催しない場合もあります。

3 報告事項

なし

(参考) 温泉法の許可に係る事務処理の流れ



法：温泉法（昭和23年法律第125号）

細則：温泉法施行細則（平成14年京都府規則第13号）

*増掘手続は記載を省略しています。

禁忌症等の決定に当たり意見を徴する